参考資料４－１

令和７年４月１日に

北海道こども基本条例 が施行されました

目的

こどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指します

基本理念・こどもの４つの権利

次の４つの権利について規定しています

1　生命、生存及び発達に対する権利
　（命を守られ成長できること）
2　こどもの最善の利益
　（こどもにとって最もよいこと）
3　こどもの意見の尊重
　（意見を表明し参加できること）
4　差別の禁止
　（差別のないこと）

こどもの権利を守るために

◆ 道の責務や、保護者、学校関係者等、事業者、こども・子育て支援団体等の役割を規定してます

◆ 道政に対するこども等の意見の反映や、こどもの社会参加の促進、こどもの居場所づくりなどについて規定しています

条例についてもっと詳しく知りたい方はコチラ

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomo-kihon.html